

地域の会 質問・意見書

日付：2023年7月11日

氏名： 竹内 英子

原子力規制庁・新潟県・柏崎市・刈羽村 に対する 質問・意見

前回定例会において、原子力規制庁は「原子力災害対策指針は、優先順位を示すものであり新しく決めなければいけないことがあるとは考えていない」「状況を見て自治体が対応することになる」と回答されました。

質問 1: 原子力規制庁

「状況を見て自治体が対応」となると、「いつ、どのように避難するか」の判断も自治体で行わなければならないのでしょうか。(質問)

原子力災害対策指針の以下の記載に反していると思いますし、混乱を極めている自治体に最適な判断ができるとは思えません。(意見)

「避難及び一時移転の実施に当たっては、原子力規制委員会が、施設の状況や緊急時モニタリング結果等を踏まえてその必要性を判断し、国の原子力災害対策本部が、輸送手段、経路、避難所の確保等の要素を考慮した避難等の指示を、地方公共団体を通じて住民等に混乱がないよう適切かつ明確に伝えなければならない。このためには、各種の輸送手段、経路等を考慮した避難計画の立案が必要である。」

質問 2: 新潟県・柏崎市・刈羽村

新潟県・柏崎市・刈羽村は、①～③の状況で、国ではなく「自治体が状況を見て対応」しなければならないという認識をもっていましたか。(質問)

① 複合災害で PAZ が屋内退避となった場合の対応

② 重要配管の破断などで、フィルターを通さずに高濃度の放射性物質が放出されてしまった場合の PAZ の避難

③ ①②を含む何らかの理由で、PAZ と UPZ が同時避難をしなければならない状況への対応

・ 「自治体が状況を見て対応しなければならないという認識があった」との回答の場合、①～③それぞれのケースについて事前に対応方法を検討する予定がありますか(質問)

・ 「認識がなかった」との回答の場合、今後、国とどのようにすり合わせていきますか(質問)